

## 一般財団法人大阪市文化財協会契約関係暴力団排除措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「市条例」という。）第5条の規定に基づき、一般財団法人大阪市文化財協会（以下「当協会」という。）が締結する建設工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除する措置について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち当協会が発注するもの
- (2) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる当協会の不動産又は物品の売払い又は貸付け
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 市条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (7) 有資格者 入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (8) 下請負人等 次に掲げる者をいう。
  - ア 下請負人（建設工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
  - イ 契約相手方又は下請負人と建設工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）
- (9) 事務局長等 契約の専決権を有する事務局長及び課長をいう。

（入札等除外措置等）

- 第3条 理事長は、大阪市が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を行った者に対し、速やかに建設工事等及び売払い等の契約（以下「財団契約」という。）から大阪市と同様に排除する措置（以下「入札等除外措置」という）を行うものとする。入札等除外措置を解除する場合も同様とする。
- 2 前項の規定は、入札等除外措置を受けている者（以下「入札等除外者」をいう。）を構成員として含む共同企業体についても適用する。
  - 3 理事長は、入札等除外措置を行ったときは、入札等除外者の商号又は名称、入札等除外措置事由、入札等除外措置の期間等を公表するものとする。ただし、財団の個人情報保護規程の趣旨、目的に照らし公表することが適切でないと判断される情報は除くものとする。

（一般競争入札からの排除）

- 第4条 理事長は、一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加を認めないものとする。
- 2 理事長は、入札参加を認めた者が財団契約の締結までの間に入札等除外者となったときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
  - 3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
  - 4 理事長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないこととしたときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

- 第5条 理事長は、指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名しないものとする。
- 2 理事長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたと

きは、その指名を取消し、又は契約の締結を行わないこととする。

- 3 理事長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 理事長又は事務局長等は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、契約の目的及び内容から入札等除外者を随意契約の相手方とする特別の必要がある場合を除く。

(1) 入札等除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪市が大阪府警察本部から暴力団及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けたと知り得た場合の当該通報に係る事業者

(下請負等の禁止及び下請負契約の解除等)

第7条 理事長又は事務局長等は、契約の相手方が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許さないものとする。

- 2 理事長又は事務局長等は、契約等において、前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該財団契約等の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体に対する措置)

第8条 第4条から前条までの規定は、入札等除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同体についても適用する。

(契約の解除)

第9条 理事長又は事務局長等は、条例第8条第1項第6号の規定に準じて契約解除ができるよう、契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 理事長又は事務局長等は、契約等の相手方に対し、必要と判断した場合は、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、当協会に提出するよう求めるものとする。

2 理事長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった有資格者に対し、一般財団法人大阪市文化財協会競争入札指名停止措置要綱に基づき指名停止の措置を行うものとする。

(不当介入に対する措置)

第11条 理事長又は事務局長等は、契約相手方及び下請負人等が契約等の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに当協会へ報告することを求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

(関係機関との連携)

第12条 理事長は、本要綱の運用に当たっては、大阪市及び警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第13条 理事長は、第3条の規定により入札等除外措置を決定したとき、又は第10条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、理事長は、大阪市関係局との協議を経て決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人大阪市博物館協会暴力団等排除措置要綱は、平成24年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。